

創業者向け保証制度のご案内

県制度、国制度活用のポイント

県制度融資	➡	保証料軽減、固定金利、県専門家派遣事業サポート
国の制度融資	➡	自己資金要件なし、斡旋不要、変動金利、手続きが容易

「事業を営んでいない個人」とは…（創業者支援資金の対象者）

給与所得者、主婦、学生、失業者、年金生活者、会社の代表権のない役員など。なお、個人事業主、法人の代表権のある役員は、「事業を営んでいない個人」から除外されることとなる。個人事業主とは 所得税法上の事業所得のある者。※事業所得がなければ不動産所得等がある者でも対象となります。
 ※「事業を営んでいない個人」が新たな事業を開始するのに必要な事業資金が保証の対象となります。
 ※「事業多角化」「事業承継」「医療法人」は制度要件に該当しないため、創業向け保証制度の利用は出来ません。

2021 沖縄県制度 創業者支援資金

融資対象者		自己資金	斡旋
【融資対象①】 創業前	(1) ア 事業を開始する業種と同一の業種での勤務年数が通算で3年以上の個人 (1) イ 商工会等の創業セミナーを受講した個人 (1) ウ 中小企業者である会社が自らの事業を分社化し、新たに法人設立	20%	必要
	(1) エ 事業を営んでいない個人で、1ヶ月以内に事業を開始する具体的計画有する方 (1) オ 事業を営んでいない個人で、2ヶ月以内に会社を設立し、かつ、具体的計画有する方	50%	
	(2) 産業競争力強化法に基づき特定創業支援事業の支援について市町村から証明を受けた個人	10%	
【融資対象②】 創業後1年未満	(1) 事業開始後1年経過していない個人または法人 (2) 中小企業者である会社が自らの事業を分社化し、新たに法人設立し、設立1年未満	10%	不要
	【融資対象③】 創業後1年以上5年未満	・ 事業開始後1年以上5年未満の個人または法人 ・ 中小企業者である会社が自らの事業を分社化し、新たに法人設立し、設立から1年以上5年未満	
【融資対象④】 支援事業	・ 「地域ビジネス育成強化事業戦略的経営管理普及促進支援」又は「創業計画策定力向上支援事業」により策定した事業計画を有するもの	20%	不要
融資限度額	2,000万	融資期間（据置）	10年以内（1年）
貸付金利	1.70%	保証料率	0.60%
保証人	原則不要（法人は代表者を徴求します）	担保	不可
備考	融資対象①②④は金融機関にてモニタリングが必要となります。（3年間半期に1回） 制度上の必要な書類があります。（創業計画書、納税証明書等）		

国の創業者支援資金

保証制度	融資対象者	自己資金	斡旋
創業関連保証	<ul style="list-style-type: none"> 事業を営んでいない個人で、1ヶ月以内に事業を開始する具体的計画有する方 事業を営んでいない個人で、2ヶ月以内に会社を設立し、かつ、具体的計画有する会社 事業を営んでいない個人で創業5年未満の方 事業を営んでいない個人により設立された会社で、設立5年未満の会社 事業を営んでいない個人が開業した後にその事業を引き受けた会社で、個人開業時から5年未満の会社 分社化を計画する会社 設立後5年未満の分社化された会社 	無し	不要
再挑戦支援保証	「経営状況の悪化」により事業廃止または会社解散の日から5年経過していない以下の方 <ul style="list-style-type: none"> 事業を営んでいない個人であって、1ヶ月以内に事業を開始する具体的な計画有する方 事業を営んでいない個人であって、2ヶ月以内に会社を設立する方 事業を営んでいない個人で、創業後5年未満の方 事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 事業を営んでいない個人が開業した後にその事業を引き受けた会社で、個人開業から5年未満の会社 		
融資限度額	3,500万	融資期間（据置）	10年以内（1年）
貸付金利	金融機関所定利率	保証料率	0.65%
保証人	原則不要（法人は代表者を徴求します）	担保	不可
備考	制度上の必要な書類があります。（創業計画書等） 制度上の自己資金要件はありませんが、申込後の審査上において自己資金の有無を確認します。		

問い合わせ先

沖縄県信用保証協会 経営支援部 創業支援課 TEL 098-863-5303